

ご契約内容

【お申込みプログラム】

お申込プログラム	RYT200 オンラインコース		
受講期間	最大 9 ヶ月	開催校舎	動画学習 + 5Day 合同実践会 (ZOOM)
お支払い方法	銀行振込 / ローン分割 / 店頭払い		

【プログラム費用】※税込表記

スタンダードプラン	
定価	¥ 328,000
早期割引 WEB 申込一週間以内に申込金入金で適用	¥ -100,000
申込金	¥ 100,000
残 金	¥ 128,000
LAVA12 ヶ月通い放題付きプラン LAVA プレミアムフリー・フルヨガレッスン 12 ヶ月 (13 ヶ月目以降自動更新)	
定価	¥ 398,000
早期割引 WEB 申込一週間以内に申込金入金で適用	¥ -100,000
申込金	¥ 100,000
残 金	¥ 198,000

【プログラム費用に含まれるもの】

プログラム代：動画講座（授業／ヨガレッスン）、ZOOM ライブ講座（ヨガレッスン/5Day 合同実践会）、RYT200 専用テキストデータ、ヨガブロック 2 個、ヨガベルト、ブランケット 2 枚

※LAVA12 ヶ月通い放題付きプランの方は、LAVA プレミアムフリー・フルヨガレッスン 12 ヶ月 (13 ヶ月目以降自動更新) がつきます。

重要事項確認

- ☐ ご契約内容と受講規約を必ずご確認ください。
- ☐ 申込金のお支払い日が正式な**契約日**となります。申込金の返金はできませんので予めご了承ください。
- ☐ 受講規約の第 8 条 <受講者による申込みの撤回又は解除>について理解したうえで申し込みください。
- ☐ 契約日以降のプログラムの変更、他プログラムへの申込金の充当はできません。
- ☐ **受講開始日**とは、本プログラムの動画学習システム「オンクラス」のアカウント初回ログイン日をいいます。
- ☐ 受講開始は、必ず**契約日の翌月末まで**に完了させてください。期限を過ぎると再度お申込みが必要です。
- ☐ ZOOM ライブにて実施する合同実践会は、お申し込み後、参加日程を変更することができません。

欠席の場合は、欠席時間分のヨガレッスン受講と課題提出で補填いただきます。

☐ お客様のインターネット接続の回線トラブルや接続環境に起因してオンラインでの受講ができなかった場合であっても、弊社は一切補償いたしませんので、予めご了承ください。必ずお客様ご自身でオンライン受講に適した受講環境を整えてください。

受講規約

第1条 <適用範囲>

本規約は、株式会社 LAVA International（以下「当社」といいます。）がお客様（以下「受講者」といいます。）に対して提供するプログラムに関する一切の關係に、適用されます。

第2条 <契約の申込と成立>

1. 受講者は本受講規約を確認し、同意のうえ、当社が指定する手続に従ってプログラム受講の申込みを行うものとします。
2. 当社と受講者との間のプログラム受講に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、受講者が当社に対し、申込金を支払った時点で成立するものとします。

第3条 <拒否事由>

当社は、次に定める事由のいずれかに該当する場合、プログラムの申込をお断りする場合があります。受講者は、本条に基づき申込みが承諾されなかった場合であっても、当社に対して一切異議を述べることができないものとします。

- (1) 受講者が未成年である場合、プログラム受講の申込について親権者等の同意がない場合
- (2) 定員の受け入れ可能枠や手続き期間に余裕がないなど、受講させることが困難であるとき
- (3) 過去又は現在の心身の健康状態がプログラム受講にあたり不適切であると当社が判断した場合
- (4) 受講者の安全を確保できない、あるいはプログラム実施に障害があると当社が判断した場合
- (5) 受講者が反社会的勢力に該当する場合
- (6) 申込内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合
- (7) 受講者が過去に当社グループが提供するサービスの規約に違反したことがある場合
- (8) その他当社が不適当と認めた場合

第4条 <プログラム費用及びその他費用>

1. 当社の定めるプログラム費用とは、プログラムにかかる費用や当社が提供する情報、サービスの対価を含めたパッケージ費用です。
2. 受講者は、プログラム費用に加えて、当社が別途定めるプログラム費用に含まれない費用（以下「その他費用」という）を支払うものとします。
3. 受講者が申込時に支払った申込金は、プログラム費用に充当されるものとします。

第5条 <プログラム費用等の支払方法>

1. 受講者は、プログラム費用を当社が定める日までに、当社指定の支払方法により支払うものとします。
2. 受講者は、当社が別途定めるその他費用を当社が定める日までに、当社指定の支払い方法により支払うものとします。
3. 前2項の支払いにかかる費用は、受講者負担とします。

第6条 <支払遅延時の扱い>

プログラム費用が前条に定める期日までに支払われなかった場合は、プログラムの申込みが撤回されたものとみなします。

第7条 <変更に関する手数料>

1. 受講者は、当社が承諾した場合に限り、当社の定める手続に従って契約内容を変更することができます。
2. 契約内容の変更によって生ずるプログラム費用およびその他の費用の増加がある場合、受講者は、当該差額を当社の定める期日までに支払うものとします。なお、当該差額が当社の定める期日までに支払われなかった場合、変更申込が撤回されたものとみなします。
3. 契約内容の変更によって生ずるプログラム費用およびその他の費用の減少がある場合、当社は、変更手続後に当社規定および提携機関等のキャンセル規定に準じて精算を行い、残金を受講者に返金いたします。
4. 受講者は、申込後の変更を希望する場合は、変更に関する手続および費用の支払を、自己の責任と負担により行うものとします。
5. 当社は、受領した申込金およびプログラム費用その他の費用について、第3項に定める場合を除き、一切返金いたしません。

第8条 <受講者による申込みの撤回又は解除>

1. 受講者が、受講開始日前に、申込みを撤回し又は本契約を解除する場合、当社は、受講者から受領した金銭のうち、申込金を除いた額を返金するものとします。
2. 受講開始日以降、受講者が本契約を解除する場合、当社は、支払方法を問わず受講者から受領した金銭を一切返金いたしません。
3. 前2項の申込みの撤回又は本契約の解除には、ローン契約に伴う審査により申込みを撤回又は本契約を解除する場合を含むものとします。

第9条<当社による契約の解除>

当社は以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除することができます。この場合、当社は、受講者から受領した金銭を一切返金しないものとし、受講者は、当該解

除について一切異議を述べないものとします。

- (1)受講者が本規約の規定のいずれかに違反した場合
- (2)第 3 条各号に該当する事由が判明した場合
- (3)受講者が当社に対し、所定の期日までに必要な費用の支払いを完了しなかった場合。
- (4)受講者が所定の期日までに必要な書類の提出をしない場合。
- (5)受講者が正当な理由なく、オリエンテーションを実施する上で必要な当社の指示に従わない等、本契約を履行するのに困難な事情がある場合。
- (6)受講者が当社に提出した情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合。
- (7)その他当社が受講者として不適切であると判断した場合。

第 10 条 <受講者の損害賠償義務>

受講者が本規約に違反したことにより又は自己の責めに帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合は、受講者は、ただちに当社または当該第三者に対し損害の賠償を行うものとします。ただし、当社が第三者に対する当該賠償を代位して行った場合、当社が当該受講者に対する求償権を有するものとします。

第 11 条 <受講期間>

1. 受講期間は、本契約内容に基づく受講期間満了時までとします。
2. 怪我、病気、妊娠その他の事由により第三者機関から 1 か月以上受講が不可能と証明され、それを当社が認めた場合は、受講不可である期間が明記された第三者機関の証明書を提出することにより、最長 12 か月間の休学を 1 回、認めるものとします。（妊娠の場合、最長 24 か月間）なお、休学開始前日までに当社が指定する休学届に必要な事項を記載のうえ、提出が必要です。休学手続き前の期間を休学期間とすることはできません。また、ティーチング受講開始後の休学はできません。なお、復学後の受講は、復学月を含む 12 か月以内（妊娠の場合、最長 24 か月以内）に別途開催するコースへ続きから受講が可能となります。
3. 受講開始日は、契約日の翌月末までとします。受講期間内に受講開始しなかった場合は、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、本契約が受講者の都合によりキャンセルされたものとみなします。その場合、再度契約しお申込金のご入金が必要となります。

第 12 条（禁止事項）

受講者は、プログラムの受講にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、当社スタッフ、他の受講者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 当社、当社スタッフ、他の受講者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (5) 以下に該当し、または該当すると当社が判断する情報を当社、当社スタッフまたは他の受講者に送信すること
 - ・暴力的または残虐な表現を含む情報
 - ・コンピューターウイルスなど有害なコンピュータープログラムを含む情報
 - ・当社、当社スタッフ、他の受講者または第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
 - ・過度にわいせつな表現を含む情報
 - ・差別を助長する表現を含む情報
 - ・自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ・薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ・反社会的な表現を含む情報
 - ・チェーンメール等の第三者への情報拡散を求める情報
 - ・他人に不快感を与える表現を含む情報
- (6) 当社のネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
- (7) 当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
- (8) プログラムの運営を妨害するおそれのある行為
- (9) 当社のネットワークまたはシステム等への不正アクセス
- (10) 第三者に成りすます行為または第三者に自己の名義でプログラムを受講させる行為
- (11) 他の受講者の ID またはパスワードを利用する行為

- (12) 当社が事前に許諾しない宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (13) 他の受講者の情報の収集
- (14) 当社、当社スタッフ、他の受講者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (15) 当社ウェブサイト上で掲載するプログラム受講に関する規定に抵触する行為
- (16) 反社会的勢力等への利益供与
- (17) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- (18) 前各号の行為を試みる事
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為

第 13 条（権利帰属）

1. 当社ウェブサイト及びプログラムに関する映像、画像、音声、商標、ロゴマーク、記載等の知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属します。
2. 受講者は、投稿データについて、自らが投稿その他送信することについての適法な権利を有していること、及び投稿データが第三者の権利を侵害していないことについて、当社に対し表明し、保証するものとします。
3. 受講者は、投稿データについて、当社に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。また、受講者は、他の受講者に対しても、プログラムの受講に関して受講者が投稿その他送信した投稿データの使用、複製、配布、派生著作物を作成、表示及び実行することについての非独占的なライセンスを付与します。
4. 受講者は、当社及び当社から権利を承継または許諾された者に対して著作権人格権を行使しないことに同意するものとします。
5. 受講者が、本条に関連する知的財産権等に関する法令に違反する行為を行った場合、当社は、受講者に対し当該法令に基づく各措置を行うことができるものとします。

第 14 条 <責任範囲>

1. 当社は、本規約に定めのない一切の事項について、なんら提供または保証の責を負いません。
2. 当社が提供するプログラムに関連して第三者が提供する就業、交通、宿泊その他のサービスについては、当社とは独立に提供されるものであり、受講者は当該サービス提供者の定める規約等に従って自己の費用と責任において当該サービスを利用するものとし、当社は当該サービスについて一切責任を負いません。
3. 本プログラムが資格取得を目標とするものであっても、実際の取得可否は所定の試験、認定その他の手続に従うものであり、資格取得が保証されるものではないことに、受講者はあらかじめ同意するものとします。
4. 当社は、以下の事項について、何ら保証するものではありません。
 - (1) 当社が受講者に提供する一切の情報及び資料の正確性、真実性、信頼性、十分性又は網羅性
 - (2) 当社が受講者に提供する情報又は資料が第三者の権利を侵害していないこと
 - (3) プログラムによる学習効果や有効性、正確性又は真実性等
 - (4) プログラムが受講者の特定の目的に適合すること
 - (5) プログラムが受講者の期待する機能、商品的価値、正確性又は有用性を有すること

第 15 条 <免責事項>

1. 当社は、以下に定める事項について、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、一切その責を負いません。
 - (1) 受講者からの必要書類が、予め指定した期日までに提出されない場合等当社の責めに帰すことのできない受講開始日の遅延
 - (2) ハイジャック、事故、交通機関の遅延等による受講者の損害
 - (3) 天変地異、政変、紛争、テロ、ストライキ、盗難、強盗、感染症等の不可抗力によって発生した受講者の損害
 - (4) 受講者が法律、規則、本規約に違反したことにより生じた損害
 - (5) プログラム内容、講師、実施場所等の変更
 - (6) 第三者のサービスに起因する損害
 - (7) 受講者のインターネット環境等に起因する損害
 - (8) 受講者和其他の受講者その他の第三者との間のトラブル又は紛争等
 - (9) その他当社の故意又は重過失によらない事由により生じた損害

- 2.受講者がプログラム費用等の支払いに関してローン会社を利用する場合、当社は、当該ローン会社と受講者との間の法律関係について、何らの責任も負いません。
- 3.当社は、当社に故意又は重過失が認められる場合を除き、プログラム中又はその前後において生じたいかなる事故やトラブルについても一切の責任を負いません。
- 4.受講者の故意・過失、法令・公序良俗、本規約などに違反した行為により生じた責任・損害等はすべて受講者個人の負担となります。
- 5.当社が、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、受講者に対し損害賠償義務を負う場合であっても、賠償の範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限られるものとし、受講者が当社に支払ったプログラム費用の金額を賠償の上限額とするものとします。

第 16 条<個人情報のお取り扱いについて>

当社は、受講者から取得した個人情報について、当社の定めるプライバシーポリシー（<https://lava-intl.co.jp/privacy/>）に従って取り扱うものとします。

第 17 条<本規約の変更>

- 1.当社は、いつでも本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。
 - 2.当社は、本規約を変更しようとする場合、あらかじめ受講者に対し、電子メールその他の方法により本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに規約変更の効力発生日を周知するものとし、当該効力発生日以降、変更された本規約が受講者に適用されるものとします。第 18 条 <権利義務の譲渡禁止>
- 受講者は、当社の事前の書面による承諾なしに、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはなりません。

第 19 条<準拠法>

本規約は日本国の法令に従い解釈されるものとします。

第 20 条<裁判管轄>

プログラム及び本契約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社 LAVA International

FIRSTSHIP

〒107-0061

東京都港区北青山 1-2-3

青山ビル 9F

制定日：2013 年 2 月 1 日

改訂日：2023 年 6 月 1 日